

## 1 定期巡回・臨時対応サービスの現状と課題について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応サービス）は、

- ①日中・夜間を通じて、
- ②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、
- ③定期巡回と随時の対応（訪問を含む。）を行うサービス

として、平成24年4月に新しく創設されたサービスである。

このサービスは、毎日、短時間複数回の訪問により利用者の生活全体を支えることによって、高齢者が中重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で在宅生活を継続する可能性を高めるものであり、今後、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加していくことを踏まえると、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして位置付けられるものである。

平成26年4月末日現在、213保険者で474の事業所が指定を受け、利用者は7,339人（振興課調べ）となっており、サービスの普及は徐々に進んでいるものの、更なる普及への取り組みが必要である。

サービスの普及に向けた取組の一つとして、定期巡回・随時対応サービスについて、正しく理解されるよう、制度の普及・啓発を図っていくことが必要である。現状では事業者、ケアマネジャーなどに依然として理解が不十分な面が見られるとことであり、保険者である市区町村が地域の在宅生活を支える体制を整備していくため、主体的にサービス導入に向けた取り組みを行っていただくことが重要であると考えている。

保険者においても、例えば、人口5万人未満の23保険者でも事業が実施されている現状がある一方で、昨年度に実施した調査において「都市部以外では成立しないサービス」とする回答があげられるなど、特に人口規模の小さい保険者では、定期巡回・随時対応サービスの導入に向けた検討を行っている保険者が少ないという実態が明らかになった。

検討を行わなかった理由として、「十分な情報がなかった」とする保険者は、人口規模が大きいほど多く、人口30万人以上の保険者の約4割となっている。

また、保険者の広報状況をみると、整備計画のある保険者であっても、4割の保険者が特に広報を行っていない状況であり、住民や地域の事業者に対する情報提供を保険者に促すことが必要である。

このような中、

- ・ 埼玉県においては、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等、サービス利用のきっかけとなるキーパーソンに対する説明会・意見交換会の集中的な実施、
- ・ 横浜市においては、行政主導によるサービス提供体制の整備（公募制の活用、サー

ビス提供に必要な情報の積極的な開示等)、

- ・ 福岡県においては、第6期介護保険事業計画への位置付けを目的とした普及促進研修会、起業セミナー、サービスの活用研修会の開催、
  - ・ 富山県においては、新たに参入する事業者への経営支援アドバイザーの派遣等、
- で実施されているように、保険者、事業者、ケアマネジャーなどの理解を高めるための取り組みを、都道府県においても積極的に取り組んでいただくことが重要であると考えている。

なお、国の取り組みとしては、平成27年4月の報酬改定を見据え、定期巡回・随時対応サービスを更に全国的に普及させるべく、関係審議会等の意見を踏まえ必要な見直しを検討することとしている。

各都道府県、市町村におかれては、これらの点を十分考慮いただき、本サービスの普及促進のため、積極的な取り組みをお願いする。